

# 松伏町 飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

松伏町では、本庁舎等に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と町有財産の賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよくご確認いただき、内容をご承知の上、ご参加ください。

## 1 目的

町有財産等を有効活用し、本庁舎の利用者等の利便性の向上を図るとともに、自主財源の確保及び設置事業者選定手続きの公平性や透明性を高める。

## 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 松伏町暴力団排除条例（平成24年松伏町条例第15号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (3) 法人にあっては、埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては埼玉県内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 県税、町税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び松伏町契約規則（平成8年松伏町規則第9号）第3条の規定により松伏町の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

## 3 募集事項等

- (1) 自動販売機を設置するため町有財産等の賃貸借
- (2) 貸付場所、面積、条件等  
別紙「公募対象物件一覧」のとおり
- (3) 貸付期間
  - ア 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）
  - イ 本募集要項において設置が決定し、契約した事業者は、松伏町と協議の上、原則として令和8年4月1日（水）から同年4月14日（火）（土曜日、日曜日を除く）までの間に自動販売機を設置する。
- (4) 募集する事業者は、(2)の物件番号（貸付箇所）ごとに選定する。
- (5) 参考情報
  - ア 現在設置されている自動販売機の令和6年度年間売上本数等
    - ・・・別紙「公募対象物件一覧」
  - イ 現在設置されている自動販売機の前回公募選定結果
    - ・・・別紙「（参考）前回公募選定結果」

#### ※物件番号7について

前回公募対象外物件であったため、別紙「(参考) 前回公募選定結果」に掲載されていない。  
別紙「公募対象物件一覧」記載の年間売上本数等を参考とすること。

## 4 応募手続

### (1) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等（エに掲げる書類）を提出しなければならない。なお、提出された書類は返却しない。

#### ア 提出期間

**持参の場合**：令和8年1月26日（月）から令和8年2月9日（月）までの午前9時から午後5時までの間（ただし、土曜日、日曜日及び正午から午後1時までの間を除く。）

**郵送の場合**：令和8年1月26日（月）から令和8年2月9日（月）【必着】まで

#### イ 提出方法

提出期間内に、郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合、封筒に「松伏町自動販売機参加申込書」と朱書きし、必ず書留郵便もしくはレターパックプラスで提出すること。なお、郵送に係る事故により、参加申し込みが出来なかつた場合でも、松伏町は、責任を負わない。

#### ウ 提出先

松伏町役場 企画財政課 総合政策担当  
北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地 本庁舎2階

#### エ 提出書類

	提出書類	提出部数	法人	個人
①	参加申込書（様式第1号）	1部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	賃貸借料提案書（様式第2号）	物件番号ごとに1部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	自動販売機設置に係る提案書（様式3号）	物件番号ごとに1部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④	応募資格がある旨の誓約書（様式第4号）	1部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤	設置する自動販売機のカタログ	同機種ごとに1部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥	埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録書（写）	（該当する場合）1部	<input type="radio"/> ※	<input type="radio"/> ※
⑦	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1部	<input type="radio"/> ※	
⑧	最新の確定申告書の写し	1部		<input type="radio"/> ※
⑨	納税証明書	1部	<input type="radio"/> ※	<input type="radio"/> ※

※ ⑥埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録書（写）を提出する場合には、⑦、⑧、⑨の提出は不要。ただし、松伏町内に本店、支店又は事業所等及び固定資産を有する場合には、町税の納税証明書の提出が必要。次頁【注意事項】（エ）を参照のこと。

#### 【注意事項】

- (ア) 各様式に押印する印鑑は、法人の場合には代表者印とすること。ただし、代理人を定める委任状を提出している場合又は代表者印と異なる印を使用する申請を行っている場合は、その使用する印鑑とする。
- (イ) ②賃貸借料提案書（様式第2号）は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印（担当者印で可）し、提出すること。
- (ウ) ⑤設置する自動販売機のカタログは、設置する自動販売機が特定できるよう明記すること。

(エ) ⑨納税証明書については以下のとおり提出すること。

⑥埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録書(写)を提出した場合、○の提出は不要。ただし、

★に該当する場合は、◎を提出すること。

⑦埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録書(写)がない場合は、該当する○及び◎を提出すること。

#### 法人の場合

証明書の種類	法人事業税(県税)	法人県民税(県税)	法人町民税(市町村税)
証明書交付機関	埼玉県県税事務所	埼玉県県税事務所	松伏町役場税務課徵収担当
埼玉県内(松伏町外) に本店、支店又は営業所を有するもの	○	○	— ※提出不要
★松伏町内に本店、 支店又は営業所を有するもの	○	○	◎

#### 個人の場合

証明書の種類	個人事業税(県税)	町県民税
証明書交付機関	埼玉県県税事務所	松伏町役場税務課徵収担当
埼玉県内(松伏町外) に事業所を有するもの	○	— ※提出不要
★松伏町内に事業所を有するもの	○	◎

#### 法人・個人共通

証明書の種類	固定資産税
証明書交付機関	松伏町役場税務課徵収担当
★松伏町内に土地・家屋・償却資産を有する者	◎

#### (2) 貸貸借料提案書(様式第2号)に記載する金額

ア 記載する金額は、年額とする。

イ 物件番号12については、3台の合計賃貸借料で見積りを提出すること。あわせて、内訳書(様式自由)で各自動販売機の提案賃貸借料を記載したものを見積り提出時に添付すること。

ウ 設置予定事業者の決定に当たっては、賃貸借料提案書(様式第2号)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって賃貸借金額とするので、応募者

は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

## 5 提出書類に関する説明

選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

## 6 設置予定事業者の決定方法等

### (1) 設置予定事業者の決定方法

次に掲げる要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

ア 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額が、松伏町契約規則（平成8年松伏町規則第9号）第9条の規定に基づいて定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額以上の価格であること。

イ 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。

なお、該当がない場合はその旨を記載すること。

### (2) 総得点の算定方法

**総得点 = 内容点 + 価格点**

### 【評価項目及び評価点】

内 容 点	No.	評価項目	評価の視点	配点
	①	社会貢献度	ボランティア活動や町への協力等 ※防災備蓄品としての水等の無償提供を含む。この場合は提供時期及び数量を記載すること。	6点
	②	自動販売機機能、提案	・電子マネー対応、災害時に飲料提供が可能な防災対策機能等の付加機能 ・抗ウイルス抗菌加工の施工を実施した自動販売機等 ・環境配慮やリサイクル啓発の提案等	25点
③	商品内容	販売商品内容(商品構成におけるリサイクル100%のペットボトルの割合、設置場所に適した飲料等の構成、商品数等)		9点
	小計点			40点
価 格 点	提案価格		提案賃貸借料に基づき算定	60点
総得点				100点

- ※ 内容点及び価格点の算出に当たっては、小数点第1位までを有効とし、小数点第2位で四捨五入する。
- ※ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、内容点が同点の者のくじ引きで設置予定事業者を決定する。

(3) 設置予定事業者の選定時期

選定は、令和8年2月中旬を予定

(4) 選定結果の通知

(3) の選定後、令和8年3月上旬頃までに選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

(5) 設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の選定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められる場合は、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

(6) 設置予定事業者の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項について松伏町のホームページ上に掲載するものとする。

- ア 公募自動販売機数
- イ 公募参加者数
- ウ 設置事業者決定日
- エ 各設置事業者名
- オ 各設置事業者の総得点

## 7 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 不正行為による応募
- イ 賃貸借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ウ 賃貸借料提案書の記名押印、封筒への割印を欠くもの及び金額を訂正したもの
- エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの
- オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ア 提出した書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、松伏町から補正を求められた場合はこの限りでない。
- イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期を延期し、又は取り止めことがある。

## 8 契約

(1) 別添契約書案のとおりとする。

(2) 設置予定事業者は令和8年3月16日（月）までに、契約書に記名押印の上、松伏町役場企画財政課に提出し、松伏町と自動販売機設置に関する賃貸借契約を締結する。なお、契約締結

以降の協議等については、施設等所管課が担当する。

(3) 契約金額によっては印紙を貼付することとなるが、印紙代は設置予定事業者の負担とする。

## 9 設置予定事業者の決定取り消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 8 (2) に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき。

イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき

ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと松伏町が判断したとき

(2) (1)により、設置予定事業者の決定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、総得点において次点の者と随意契約交渉を行う（予定価格以上の者）。

## 10 質問方法等

自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法等は次による。

(1) 質問の方法

ア 質問受付期間：令和8年1月 9日（金）午前8時30分から

同年1月19日（月）午後5時15分まで

イ 質問書（様式5号）の様式を使用し、「12 問い合わせ先」に示すメールアドレスあてに提出すること。

ウ 質問書を送付する際のメールの件名は「【申込者名】自動販売機質問書」とすること。

エ 質問は必要最小限とすること。

オ 質問受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、事務手続等に関する質問はこの限りではない。

(2) 質問への回答

原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、各設置事業者に共通する質問事項及び回答は、取りまとめて令和8年1月23日（金）までに、松伏町のホームページ上に掲載する。

## 11 その他

(1) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び松伏町契約規則の定めるところによる。

(2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置、現に受けている行政財産使用許可の取消、町有財産賃貸借契約の解除等を行うことがある。

(4) 自動販売機設置に係る契約書等の文書は、情報公開請求により第三者へ公開する場合がある。

## 12 問い合わせ先

松伏町役場 企画財政課総合政策担当 菊地

住 所：埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

T E L：048-991-1818

F A X：048-991-7681

E-mail：kizai1020100@town.matsubushi.lg.jp